

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第 16 版 該当なし）	改訂した解説	理由
別表第十二 国際規格に準拠した規格 （新設）	別表第十二 国際規格に準拠した規格 （解説） <u>1. 雑音の強さの基準適用</u> <u>（1）雑音の発生原因がないもの（抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る）にあつては、適用される基準にかかわらず、技術基準に適合しているものとみなす。また、技術基準に適合している蛍光ランプ（安定器内蔵形を含む）又は、エル・イー・ディー・ランプを使用し、その他に能動部品を用いた制御を行わない電気用品にあつては、適用される基準にかかわらず、技術基準に適合しているものとみなす。</u> <u>（2）電磁誘導加熱式の調理器には、J55011 の電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。</u> <u>（3）調理器以外の装置で電磁誘導加熱機能を利用するものには J55011 を適用し、グループ 2 に区分される。</u> <u>2. 接地用導体は必要であるが電源線には含まれていない電気用品の妨害波電力測定方法</u> <u>機器の接地端子又は接地用導体を供給電源のアースに接続する。電源線及び接地用導体の両方に妨害波電力測定が適用される。</u> <u>3. 引掛けローゼットを用いて天井に取り付ける構造の電気用品にあつては、接地端子のあるものであつても接地しない状態で、雑音の強さの要求を満足すること。</u>	別表第十二の解説は新たに整備するものとなる。別表第十を十二へ一本化する検討にあたり、各団体から抽出された技術的課題を整理し、別表第十から残すべき規定等を別表第十二の雑音の強さの解説として纏めた。

（当該部解釈）
別表第十二 国際規格等に準拠した基準
1 別表第十二の技術基準は、次の表 1、2、3、4 及び 5 に掲げる基準とし、それぞれ該当する基準を適用するものとする。